

## ＜家計急変の方対象＞

### 高等教育の就学支援新制度（給付型奨学金と授業料減免）の申込手続きについて

生計維持者において家計が急変した場合、高等教育の就学支援新制度（給付型奨学金と授業料減免）に随時申し込みができます。申込を希望される方は、下記手続きを確認し、「[給付奨学金案内（家計急変採用）](#)」（※以下、給付奨学金案内【家計急変】と表記）と併せて、よく読むようにしてください。

#### 1. 日本学生支援機構給付奨学金とは：「給付奨学金案内【家計急変】」P.2、4

#### 2. 募集時期について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.5

※家計急変の場合は通年で申し込みができますが、申込期限は事由発生から3か月以内です。  
（本学進学前に家計の急変が発生していた場合は、進学後3か月以内が申込期限になります。）

#### 3. 支給対象者の要件（学業成績等に係る基準）について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.10、29

※申込時の基準は「給付奨学金案内」P.10（2）学業成績等に係る基準

採用後、本奨学金を継続するための基準は「給付奨学金案内」P.28～29 適格認定（学業等）【適格認定における学業成績の基準】を参照すること。

※標準単位数とは、卒業に必要な単位数を最短修業学期数〔8〕で割った値に、前学期終了時点での在籍学期数（休学した学期は除く。）を乗じた数です。

#### 4. 支給対象者の要件（家計基準）について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.11～14

本人と生計維持者（「給付奨学金案内」P.14 参照）の収入状況によって、第Ⅰ区分～第Ⅲ区分に分類され、区分によって給付奨学金の月額や授業料減免額が異なります（支給金額は「給付奨学金案内」P.16、30 参照）。また、採用には以下1.～3.の家計急変の事由及び収入基準・資産基準のいずれにも該当する必要があります。

※家計急変での採用後は3ヶ月ごと(15カ月経過後は1年ごと)に支援区分の見直しを行います。  
また、家計が好転した場合は支援の対象外となる可能性があります。

#### ＜1.家計急変の事由＞

「給付奨学金案内」P.6～7 家計急変の事由を参照してください。

また、上記に加えて、新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した場合で、以下の(A)、(B)いずれにも該当する方についても、家計急変として採用される可能性があります。

**※新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合は、事由発生日が「2023年7月末日」までの場合に申請対象となりますので、ご注意ください。**

(A)新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があった者を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書、もしくはそれに類するものと認められる公的証明書が用意できる方

(B)急変後の家計が進学資金シミュレーターの「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」を実施した結果、収入基準を満たしている方

## <2.減収後の収入基準>

「給付奨学金案内」P.11 ①収入基準を参照してください。

収入基準の目安については、「給付奨学金案内」P.12 下段から「進学資金シミュレーター」にアクセスして、確認してください。

## <3.資産基準>

「給付奨学金案内」P.13 ②資産基準を参照してください。

※学生本人と生計維持者の資産額の合計が基準額未満であること

## 5. 支給対象者の要件（その他の要件）について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.8～9、15～16

※大学等への入学時期等に関する要件…2 回までの浪人は可

（その他の要件の詳細については、「給付奨学金案内」P.8～9、15～16 を参照）

## 6. 支給期間と支給金額について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.16～17

・支給期間…採用後、正規の卒業時期まで

・支給金額…生計維持者（父母）の収入基準で決定する支援区分と通学形態によって異なる。

「給付奨学金案内」P.16 上段の表「大学・私立」の金額を参照。

※自宅外通学を選択した場合は、採用後に証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要となる。

※自宅外通学者は、自宅外証明書の審査が完了するまでは「自宅月額」が振り込まれ、審査完了後、自宅外通学となった月に遡及して自宅外月額に増額になる。審査完了後（書類提出の2～3ヶ月後）に自宅月額と自宅外月額の差額分がまとめて振り込まれる予定。

## 7. 給付受給中の第一種奨学金貸与月額の制限について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.17～18

※第一種奨学金を受給されている方は、給付奨学金の支給を受けている期間中は第一種奨学金の貸与月額が「給付奨学金案内」P.18 の表のとおり自動的に減額されます。（大学・私立の金額を参照）

## 8. 支給方法について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.18

※指定できる振込口座は、本人名義の口座のみです。

## 9. 授業料減免について：「給付奨学金案内【家計急変】」P.30～31

給付奨学金に採用になった方は、第Ⅰ区分対象の方で年間70万円の授業料減免を同時に受けることができます。第Ⅱ・第Ⅲ区分対象の方は70万円の2/3・1/3の金額となります。

※学納金は、一旦全額納入していただきます。修学支援新制度の対象者として認定された方については、支援区分に応じた減免額を後日、振込みにて還付します。

## 10. 提出書類について：下記〈提出書類一覧〉①～⑬を参照

### 〈提出書類一覧〉

#### ①【全員提出】奨学生情報記入シート

※黒ボールペンで記入して提出してください。

#### ②【全員提出】給付奨学金確認書・給付奨学金申請書

※必ず A4 判の用紙 1 枚の表裏に両面印刷してください。

※「マイナンバー提出書に記載の申込 ID」欄は、空欄のまま提出してください。

※必要事項を黒ボールペンで記入してください。（消えるボールペンは使用不可です。）

#### ③【全員提出】授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

※必ず A4 判の用紙 1 枚の表裏に両面印刷してください。

※「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（記入見本）」を参照し、黒ボールペンで記入して提出してください。（消えるボールペンは使用不可です。）

#### ④【全員提出】スカラネット入力下書き用紙

※ 注意事項および「スカラネット入力下書き用紙（記入見本）」を参照し、記載の上、提出してください。

#### ⑤【全員提出】あなたの連絡先

※本通知の最後に掲載しております「あなたの連絡先」を記入のうえ、必ず同封してください。

※こちらに記入された住所へ、今後手続きに必要な ID・パスワードを送付しますので、確実に郵便物が受け取れる住所を記入してください。

#### ⑥【全員提出】家計急変事由に関する証明書類（コピー可）

以下の家計急変事由で該当するものを提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方で D に該当する方は⑬の該当する書類を提出ください。

A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡	下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票（死亡日記載）
B：生計維持者の一方（又は両方）が事故 又は病気により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・病気休職中であることの証明書
C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）	下記のいずれか ・雇用保険受給資格者証

	<p>(第1面、第3～4面)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険被保険者離職票 (※)</li> <li>※「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書 (所定様式)」も合わせて提出</li> </ul>
<p>D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</p> <p>(1) 上記 A～C のいずれかに該当</p> <p>(2) 被災により、生計維持者の一方 (又は両方) が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> </ul>
<p>E: 本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的機関による保護証明書 (所定様式)</li> </ul>

- ⑦【上記事由 B に該当する方のみ】 休職期間中の給与の支払状況を証明する書類および申告書  
 ※給付奨学金案内 (家計急変) P.6～7 の表で証明書類を確認すること。  
 ※事故又は病気に関する申告書 (様式) は大学 Web サイトに掲載しています。

- ⑧【全員提出】 家計急変後の年間見込収入に基づく「進学資金シミュレーター」の「給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)」での結果表示画面を印刷したもの。  
 ※シミュレーションの結果、対象外となる場合には、支援を受けることはできません。  
 また、審査の結果、提出いただいたシミュレーションの結果と異なる場合があります。

- ⑨【全員提出】 家計急変の事由に該当する者の家計急変後の所得を証明する以下の書類
- 雇用主が発行した給与明細 (事由発生の前月、当月、翌月分) (コピー可)  
 ※複数箇所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要です。
  - その他の所得がある場合、それを証明する書類 (コピー可)  
 ※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。

- ⑩【新入生のみ全員】 出身高校の調査書 (評定平均値記載のもの)

- ⑪【該当者のみ】 在留資格及び在留期間が明記されている証明書  
 ※外国籍の者は、給付奨学金案内 (家計急変) P.21 の表を参照し、書類を提出すること

- ⑫【該当者のみ】 18 歳となるまでに児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類  
 ※該当者は、給付奨学金案内 (家計急変) P.21 の表で必要書類を確認すること

(以下、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した方のみ提出してください)

- ⑬ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書

制度名	証明書の名称
緊急小口資金の貸付け（社会福祉協議会）	貸付決定通知書
新型コロナウイルス感染症特別貸付（日本政策金融公庫）	借用証書
小学校休業等対応支援金（都道府県労働局）	支給決定通知書
国税の納付猶予（国税庁・地方公共団体）	納税の猶予許可通知書（申込書の写し等を求める場合があります）

※上記は具体例の一部になりますので、詳細は日本学生支援機構 HP でご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

※収入は減少しているが、利用している公的支援には支援を受けるにあたって審査がないなど、認められる証明書をどうしても用意することができない場合は、以下を提出することによって代替として認めるものとします。

- ・（様式）新型コロナウイルス感染症の影響を事由とした家計急変における、公的支援の証明書を提出できない場合の申告書  
※様式は大学 Web サイトに掲出しています。

## 11. 応募から採用決定までに流れについて

- (1) 奨学金の申請に必要な書類を揃えて、下記のとおり提出してください。

### <提出方法>

原則、所属する学生課の窓口にてご提出ください。

やむを得ず郵送にて申請する場合は、下記記載の住所宛に期限厳守（必着）の上ご提出ください。

※郵送での提出の際、書類の不備、不足等があった場合は、  
電話（横浜:045-863-2029/2030 白金:03-5421-5157）またはメールにより学生部から  
学生本人宛にご連絡します。電話に出られなかった場合は、必ず折り返しご連絡ください。

1～2年生および国際学部生：横浜学生課 〒244-8539 神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518 明治学院大学 学生部 横浜学生課 奨学金担当	3～4年生（国際学部生以外）：白金学生課 〒108-8636 東京都港区白金台 1-2-37 明治学院大学 学生部 学生課 奨学金担当
---	--

○郵送の際には特定記録やレターパックなど、記録が残る形式で送付ください。

○封筒の表面に朱書きで「給付奨学金（家計急変）」とお書きください。

### <提出期限>

家計急変が発生した月の翌々月上旬頃まで

※詳細な日程は個別に所属校舎の学生課へお問い合わせください。

※**新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合は、事由が発生した月の翌々月上旬または「2023年10月上旬（事由発生が2023年7月の場合）」までが提出期限となります。**

(2) 提出書類のチェックが完了後、書類不備等がなかった場合は、スカラネット入力用のユーザ ID・パスワード、マイナンバー提出書のセット、および大学チェック済のスカラネット入力下書き用紙をご自宅または学生課窓口にてお渡しします。

※不備があった方にはご連絡し、不備解消後、郵送します。

(3) パソコンまたはスマートフォンからスカラネット入力をする。

上記(2)で大学から送付されたスカラネット入力用のユーザ ID・パスワードを使用してログインし、マイナンバー提出書に記載された申込 ID・パスワード、スカラネット入力下書き用紙の内容を入力します。入力後に表示される受付番号をスカラネット入力下書き用紙・マイナンバー提出書の所定欄に記入してください。

※スカラネットでキャンパスの郵便番号を入力する際は、所在地の郵便番号(横浜:「244-0816」、白金:「108-0071」)を入力してください。

※事業所の郵便番号(横浜:「244-8539」、白金:「108-8636」)を入力するとエラーとなります。

#### <入力期限>

所属校舎の学生課より個別にご連絡します。

(4) スカラネット入力後に表示された受付番号を記入したマイナンバー提出書と番号確認書類・身元確認書類を専用封筒に入れて、簡易書留で日本学生支援機構に郵送(提出)する。

※郵送(提出)先は大学ではありません。

#### <提出期限>

所属校舎の学生課より個別にご連絡します。

(5) 【該当者のみ】学修計画書を提出する。

1年生は高校の評定平均値の基準を満たしていない場合、2~4年生は通算 GPA 値の基準を満たしていないが、標準単位数の基準は満たしている場合に、学修計画書の提出が必要となります。

※提出対象者には、学生部より個別に連絡します。

(6) 採用候補者が発表され、初回の奨学金が支給される。

(7) 採用候補者となった場合は、学生部から採用関係書類を受け取る。

(8) 採用後は3ヶ月に1回、「家計急変現況届」を提出する。

※詳細については個別に連絡します。

◎提出期限までに一部書類が揃わない場合等は下記、問い合わせ先にご相談ください。

【問い合わせ先】

【1-2 年生、国際学部生】

横浜学生課 e-mail :gakuseiy@mguad.meijigakuin.ac.jp

電話 : 045-548-2029

【3-4 年生(国際学部生以外)】

白金学生課 e-mail :gakusei@mguad.meijigakuin.ac.jp

電話 : 03-5421-5157

■ 郵送する際は下の「送付先」の部分を切り取って使用すると便利です。

※特定記録・レターパックなど送付した記録が残る方法によることとし、下の「あなたの連絡先」を必ず記入し同封してください。

<送付先>

※1~2 年生および国際学部生

<あなたの連絡先>

※住所は ID・パスワードの送付先を記入すること

<p>〒244-8539</p> <p>神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 1518</p> <p>明治学院大学 学生部横浜学生課 奨学金担当 御中</p>	キ リ ト リ セ ン	<p>〒 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p>
---	----------------------------	--

<送付先>

※3~4 年生 (国際学部生以外)

<あなたの連絡先>

※住所は ID・パスワードの送付先を記入すること

<p>〒108-8636</p> <p>東京都港区白金台 1-2-37</p> <p>明治学院大学 学生部学生課 奨学金担当 御中</p>	キ リ ト リ セ ン	<p>〒 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p> <p>電話番号 _____</p>
---	----------------------------	--